

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
笠原 康人	890,700	42.80
(株)カナモト	165,000	7.92
カナモトキャピタル(株)	90,000	4.32
笠原 啓子	55,000	2.64
金本 寛中	50,000	2.40
SMBC日興証券(株)	44,500	2.13
楽天証券(株)	24,800	1.19
クレディ・スイス証券(株)	23,100	1.11
日本証券金融(株)	14,000	0.67
宮崎 有美子	12,600	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、2021年2月28日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式164,195株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
橋口 和典	他の会社の出身者													
田辺 英達	他の会社の出身者													
藤本 利明	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋口 和典			当社の主要株主である株式会社カナモトの取締役業務執行役員を兼任しております。また、当社と兼任先の間には、定常的な営業取引及び不動産賃借取引がありますが、いずれの取引も他の一般的取引と同条件で行われております。	金融機関での業務を通して企業経営に関する幅広い知見を有していること、その後、株式会社カナモトにおいて取締役として経営に携わり、企業経営の専門的見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見や助言が期待できるものとして、社外取締役に選任しております。

田辺 英達				金融機関実務経験における財務・会計に関する相当程度の知見を有し、且つ会社経営者としての経験と見識に基づいて経営全般に的確な助言、職務執行に関する監督を行っていただけると判断し、社外取締役を選任しております。 また、他社の代表取締役及び社外取締役を現任しておりますが、当社とは取引関係がないことから、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
藤本 利明				弁護士としての豊富な経験と知識に基づいた適法性の観点からの助言等いただくことを期待できるものとして、社外取締役を選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その指名については取締役会と監査等委員会の協議によって決定しております。
- (2) 当該使用人は、監査等委員の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。その使用人の人事(異動・評価等)については、監査等委員会の同意を得るものとし、監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実行性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は2021年5月27日開催の第39期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
監査等委員会は、監査等委員1名、社外監査等委員2名で構成されており、日常的監査業務の他に取締役会をはじめとする重要会議への出席・各種提言を通じ、業務執行の適法性・妥当性の監視を行います。また、監査等委員である取締役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査等委員会監査の状況、監査に関する重要課題及び会社が対処すべき課題等について意見交換を行います。
また、監査等委員会は、原則として月1回開催するほか、内部統制室や会計監査人と連携を密に行い、情報や意見交換に務めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現在インセンティブ付与に関する施策を行っておりませんが、今後の経営環境等を勘案しながら検討する予定であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第39期(2021年2月期)における取締役5名に支払った報酬は100,408千円であります。報酬等の総額が1億円以上である者はありません。また、無報酬の社外取締役1名を除いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針に基づき、以下のとおり、監査等委員ではない取締役及び監査等委員の報酬等の額、又はその算定方法を決定しております。

a. 取締役報酬等の決定方針

- (1) 企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。
- (2) 持続的な企業価値向上を動機づける報酬体系とする。
- (3) 株主様をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、透明性と公正性の高い報酬体系とする。
- (4) 報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行う。

b. 報酬総額

- (1) 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年5月27日開催の第39期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。
- (2) 監査等委員の報酬限度額は、2021年5月27日開催の第39期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

c. 報酬体系

- (1) 各取締役の役位や職責に応じて決定する固定報酬とする。
- (2) 業務執行取締役の報酬は、基本報酬と短期業績に対する連動部分で構成する固定報酬とする。
イ. 基本報酬は、各取締役の担当領域の規模・責任や経営への影響の大きさに応じて設定する役割等級ごとの体系とする。また、同一等級内でも、個別の取締役の実績に応じて一定の範囲で昇給が可能な仕組みとし、基本報酬においても取締役の成果に報いることができるものとする。
ロ. 短期業績に対する連動部分は、期初に定めた従業員の業績給支給係数を指標として決定する。
- (3) 監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、職責に応じた基本報酬のみとする。

d. 報酬決定の手続き

- (1) 各取締役(監査等委員を除く)の取締役報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定する。
- (2) 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会でそれ以外の取締役の報酬と区別して承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議に基づき決定する。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役は、必要に応じて取締役、執行役員及び従業員に対して説明または報告を求めることができる体制を整備しており、取締役会上程議案については、取締役会事務局が社外取締役に対する必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、2021年5月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行は、取締役が監査等委員として監査機能を担い、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化することを目的としております。

(取締役・取締役会)

・当社は、毎月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

- ・取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。
- また、監査等委員は、経営の監査・監督をする立場から積極的に有効な意見を述べ、コーポレート・ガバナンスが適正に機能するよう努めます。
- ・取締役の員数は、2021年5月27日現在8名(監査等委員でない取締役5名、監査等委員3名)で、このうち3名(監査等委員でない取締役1名、監査等委員2名)が社外取締役であります。
- ・取締役会は、代表取締役社長早川広幸を議長とし、計8名の取締役で構成されております。

(監査等委員会)

- ・当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。
- ・監査等委員の員数は、2021年5月27日現在3名で、このうち2名が社外監査等委員であります。
- ・監査等委員会は、監査等委員3名(監査等委員1名と社外監査等委員2名)で構成し、毎月1回監査等委員会を開催して、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めます。

(経営会議・幹部会)

- ・経営会議は、役付取締役4名で構成し、必要な都度随時に開催しております。
- ・経営会議は、取締役会専決事項について取締役会への付議の可否を決定する事前審議機関として、また業務執行に関する重要事項の審議・決定を行う機関であります。
- ・幹部会は社長以下、業務執行を担う部長以上の役職者で構成し、週1回定期的に開催し、各部の業務執行状況の報告と情報交換・情報共有を図っております。また、必要な業務執行の総合調整や決定を行っております。

(会計監査人・顧問弁護士)

- ・会計監査を担当する会計監査人として、2021年5月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、Moore至誠監査法人を選任いたしました。
- ・顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

(内部統制室)

- ・内部統制ならびに内部監査を実施する部門として、内部統制室を設置しております。
- ・専任の内部統制室長1名を中心に、必要に応じて管理部門のスタッフがその指示を受け、子会社を含む内部監査を実施しております。
- ・会計監査人、監査等委員と情報交換を行い、内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、前記の企業統治体制を採用することにより、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を図り、経営の透明性、健全性の向上を努めております。

また、2021年5月27日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役が監査等委員として監査機能を担い、取締役会の業務執行に対する監督機能が強化されたことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

さらに、専門的知見を持った社外取締役3名(うち2名は監査等委員)を選任することにより、取締役会における意思決定の過程に外部からの視点による監督機能を持たせ、経営の透明性、客観性を確保しております。

これらの体制により、当社における現状の企業統治体制は、監査等委員会設置会社として有効なコーポレート・ガバナンス体制を構築していることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の2週間以上前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権行使が可能となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに以下のIR資料を掲載しております。 有価証券報告書・四半期報告書・決算情報・株主招集通知・株主通信・コーポレートガバナンス報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、取締役副社長兼管理部長がその任にあたり、IR担当部署は管理部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念、経営理念等を定めた「ニューテックグループ行動基準」を制定しており、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための行動指針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001を取得しており、環境方針に基づく環境法規制の順守を徹底するほか、様々なCSR活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページを通じて迅速な情報提供に努めております。
その他	当社の取締役副社長兼管理部長には、女性が就任しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社グループの取締役及び社員が法令、定款、企業倫理を遵守して職務の執行に当たるよう「行動基準」及び「社内諸規程」を定める。
 - (2) 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - (3) 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - (4) 当社は代表取締役社長直轄の内部統制室を設置し、年次の内部監査計画に基づき、各部門及び子会社について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。
 - (5) 法令違反行為等の発生またはその兆候についての報告体制として、内部通報制度を定め、運用する。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む、以下同じ。)に関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。また情報のセキュリティ体制を整備する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社代表取締役は、制定された「コンプライアンス及びリスクマネジメント体制」に基づきリスクに関する統括責任者としてリスク担当責任者を任命する。リスク管理の総括部門は管理部とし、それぞれのリスクに応じて個別に責任部門を定める。
 - (2) 監査等委員会及び内部統制室は、各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は中期経営計画及び年度予算を策定し、策定した諸計画に基づく担当取締役の業務執行が効率的に行われるよう、実施状況を監督する。
 - (2) 重要な経営事項、定款に定める重要な業務執行の決定は、常勤の役付取締役で組織する経営会議において多面的に審議し、迅速な意思決定を行う。
 - (3) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制
 - (1) 当社グループ全てに適用する行動規範を明確化した「行動基準」を定め、遵法経営を実践する。
 - (2) 子会社の取締役、監査役を当社役員等が兼任することでモニタリングを行い、子会社の重要事項は当社取締役会において報告される。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その指名については取締役会と監査等委員会の協議によって決定する。
 - (2) 当該使用人は、監査等委員の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。その使用人の人事(異動・評価等)については、監査等委員会の同意を得るものとし、監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実行性を確保する。
7. 当社監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループに重要な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - (3) 当社監査等委員会は、当社取締役会をはじめとする重要会議への出席、稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧のほか、必要に応じて当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して説明を求めることができる。
8. 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該監査等委員の請求により速やかに処理する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見交換する。
 - (2) 監査等委員会は、内部統制室及び会計監査人から定期的に、監査計画の概要、監査結果、内部統制システムの状況及びリスク評価等について報告を受け、質疑応答および意見交換を行うなど、相互連携を図り、効果的な監査に努めることとする。
 - (3) 監査等委員会は子会社の取締役・監査役との意見・情報の交換等、連携を図ることとする。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令等に規定された財務報告に係る内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うなど有効性の向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、反社会的勢力とは取引その他の関係を一切持たず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

(1) 当社グループ全役員が携帯する「行動基準書」に、行動基準の1つとして、反社会勢力との関与の拒絶、及び活動助長の禁止を明記し、周知徹底を図っている。

(2) 反社会的勢力による不当な要求があった場合など不測の事態に備え、警察や顧問弁護士などの外部専門機関と連携して、管理部と当事部門で対応する体制を整備している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、会社情報の適時開示に係る社内体制を次のとおりとし、適時適切な情報開示に努めています。会社の情報管理責任部署を管理部とし、当社の決定事項に関する情報、発生事項に関する情報及び決算に関する情報のうち、東京証券取引所の定める開示基準に該当する内部情報は、取締役会の承認をもって速やかに開示いたします。また、役付常勤取締役が、必要に応じて経営会議を開催し、投資家視点に立った迅速、正確、積極的な会社情報の開示を適切に行える体制を整えております。情報開示は、株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行い、同時に当社のホームページにも掲載いたします。

